

豊開調発第518号  
令和5年8月7日

愛知県行政書士会豊田支部  
愛知県土地家屋調査士会豊田支部  
（一社）愛知県測量設計業協会  
（公法）愛知県建築士事務所協会豊田支部  
（公法）愛知県宅地建物取引業協会  
（公法）愛知建築士会  
（公法）全日本不動産協会愛知県本部  
} 様  
(順不同)

豊田市長 太田稔彦

「豊田市開発事業に係る手続等に関する条例運用の手引」の見直しについて（通知）

日頃は、当市の開発許可行政の運営に御協力いただき、お礼申し上げます。

豊田市開発事業に係る手続等に関する条例、運用の手引を令和5年8月より以下のとおり見直しました。

つきましては、県内の貴会会員への御周知に御協力くださるよう、お願いします。

#### 見直しの内容

- 1 近隣住民等への説明において、最低限説明すべき事項の追加（運用の手引28ページ及び126ページ）
- 2 法適合確認書の農政企画課確認内容の変更と消防本部予防課欄の削除（運用の手引122及び123ページ）

※ 市ホームページ掲載の「運用の手引」を御確認ください。

連絡先 豊田市役所 開発調整課 武田・花木  
電話 0565-34-6744（直通）  
FAX 0565-34-6011  
Eメール [kaihatsu@city.toyota.aichi.jp](mailto:kaihatsu@city.toyota.aichi.jp)